

# KNC NETWORK NEWS

2018年2月3日 発行

**経営一言:** 高齢者の自立心だ。むやみに若い連中との連帯は求めない。肉親や家族にもすがらずに生きる。配偶者がいる場合も、できる限り自分の面倒は自分で見る。「独りで生き、独りで去っていくことの幸せを自分で自分につくるしかない」

(作家 五木 寛之「玄冬の門」より)

— 所長コメント: 何事も、最終意思決定はトップの判断となります。合意はある意味責任逃れです。頼りになるのは自分自身です。強い信念を持ち、迷わず実行することです。—



(有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707 号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事: 楽天、損保に参入。野村系を買収、顧客データ活用

楽天は野村ホールディングス(HD)傘下の損害保険会社、朝日火災海上保険を買収する。400億~500億円を投じ、今夏をメドに完全子会社化する。楽天が持つIT(情報技術)や9000万人超の顧客データを生かし、新しい保険商品を開発する。金融とITを組み合わせた「フィンテック」の普及で、膨大な消費者データを持つネット企業が金融業界の一翼を担いつつある。楽天は2013年に生命保険事業に参入。今回の買収で生損保を手掛ける体制になる。

## 少額減価償却資産 《税務》

30万円未満の資産購入費の全額を損金に算入できる少額減価償却資産の特例が2018年度税制改正で延長され、20年3月31日まで利用できることとなりました。年間の取得金額の上限は300万円。事業年度が1年に満たないときは、300万円を12で割り、これにその年度の月数を掛けた金額とします。対象は、青色申告する従業員1000人以下の中小企業者です。

中小企業庁の調査によりますと、この特例を利用した中小企業のうち、半数以上はパソコンを取得しています。情報機器や事務処理ソフトウェアなどの関連設備も含めれば約7割に達するといわれています。

なお、20万円未満の資産に認められている「3年均等償却」では、18万円のパソコンであれば、損金経理できる年6万円を3年に分けて償却します。少額減価償却資産の特例に定められている年間の取得金額の上限(300万円)はありません。また、取得価格が10万円未満のものは全額損金算入が認められています。

## 利子税と似て非なる延滞税 《税務》

所得税の納付は申告と同時期の2月16日~3月15日に行うことになっています。税金の納付が遅れると、法定納期限の翌日から納付日までの日数に応じた額の「延滞税」がかかります。ただし、法定申告期限である3月15日(振替納税は4月20日)までに納付税額の半額以上を納付すれば、残りの税額の納付を5月31日までに「延納」が認められます。延長すると期間に応じて「利子税」が必要になります。

延滞税の利率は、納期限から2カ月以内は年2.6%(平成30年。29年は2.7%)、2カ月経過後は年8.9%(同9.0%)。一方の利子税は年1.6%(平成30年。29年は1.7%)となっています。

納付が遅れたときにかけられる延滞税は、延納の際の利子と比べて高く設定されています。これは、法に則って納税時期を先延ばしする人が課税される利子税と違い、延滞税は法で定めた期限に納付しなかったことに対するペナルティーとして支払うものであることから高い税率が設定されています。

なお、法人税の後払いでも延滞税や利子税が掛かり、延滞税は損金化が認められてない一方、利子税の支払いは会社の損金になります。

## 源泉所得税の納期特例、法人成りの際の注意点

### 《税務》

源泉所得税の納期の特例は申請の翌々月の納付から適用されるので、翌月納付分は本来の納付期日に則り「翌月10日」までに納付します。

源泉徴収した所得税は、給与を支払った月の翌月10日までに税務署に納付することになっていますが、「納期の特例」を利用すると年に2回、半年分をまとめて納付することが出来ます。特例を利用した際の納付期限は、1~6月分の源泉徴収は7月10日、7~12月分の源泉徴収分は翌年1月20日です。

法人成りが2月1日だとすると、個人事業で特例を使わなくなる旨の届出と、法人で特例を使う旨の届出を2月に提出することになります。個人の時の12月分の給料支払い分までは半期分として1月20日までに納付しているはずですが、1月支払い分(2月納付分)は残っているので、2月10日に納付する必要があります。

そして法人の源泉所得税については、納期の特例が適用されるのは申請の翌々月からなので、適用前の2月支払い分(3月納付分)は3月10日までに納付しなければなりません。

## 散歩の目的と効用 《経営》

皆様は、散歩をいつどこで何のためにに行いますか。一般に、散歩の習慣がある人は、健康や気晴らしを目的に、住まいや勤務地の周辺を散歩するものです。私には、住まいや勤務地の周辺でもありますが、意識して散歩する場所があります(観察と称しています)。

例えば、仕事があつて訪ねた駅周辺や観光地等であれば、時間の許す限り商店街や寺社等を散歩します。日頃繰り返し車で通過している商店街であっても、知らなかった店舗の看板類や商品等に散歩して初めて気づくことが珍しくありません。特に、そこで働く店員やお客の表情や動作が観察出来て、商店街の盛衰や特徴も分かるものです。単なる気まぐれだけの目的ではなく、時間があれば工業団地や商業団地(各種市場)等の中も散歩してみると面白いものです。意外な場所に有名メーカーの工場があつたり、某工場から出て来る社員が見知らぬ人(例えば私)に礼儀正しく挨拶をしたりと、その見聞の価値は大きかったりします。これまで散歩の途中で、運良く工場見学をしたこともあります。散歩の目的や場所は各人異なりますが、時に場所や目的等を変えてみれば、予想外の見聞のチャンスになるかもしれません。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。